

EUソーシャル・ダイアログとネオ・コーポラティズム ネオ・コーポラティズム論から“多様な資本主義”論へ

中野 聡

1. 問題の所在

EU (European Union = 欧州連合) の歴史は、その基礎を構成する各国資本主義の政治・経済的变化と密接に連動してきた¹⁾。特に、現行のEU社会経済モデルは、ドイツやオーストリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどの北部ヨーロッパ諸国の戦後体制を支えるネオ・コーポラティズム neo-corporatism——ここでは、政・労・使によるマクロ、メゾ、ミクロレベルでの社会・経済政策の協調的決定メカニズムの意味で用いる——に多くを依拠している²⁾。

EUマクロレベルでコーポラティズム型の構造が展開するのは、EC委員会委員長 J. ドロールが、経済成長を全ての市民が豊かな生活を享受するための手段と主張し、社会統合を展開するための機構としてソーシャル・ダイアログ social dialogue (労使社会対話) を導入した1985年1月に遡る。その後、1989年のEC社会憲章、欧州レベルのソーシャル・パートナーが締結した協約を共同体法制へ編入することを可能にした1993年の欧州連合 (マーストリヒト) 条約と社会政策に関する合意、2001年12月のソーシャル・ダイアログの将来に関する“ラーケン宣言”、2002年11月の“ソーシャル・ダイアログ作業計画 (2003-5年)”と、ダイアログ機能は漸進的に強化されてきた (中野 聡 2004年)。

ソーシャル・ダイアログが、EU社会経済統合に対して果たしてきた役割の評価は、多様である。アカデミック・サークルにおける構造と機能の分析も、しばしばその進展を肯定的

1) この論文の作成に際しては、文部科学省科学研究費補助金 (C-15530197) の助成を受けた。

2) ここでは、英語文献での慣用法にしたがい、“コーポラティズム”の用語を併用している。また、多くの研究者の、現在 (まだ?)、“ユーロ・コーポラティズム”は存在しないとする主張に鑑み、EUレベルに関しては“ソーシャル・ダイアログ”の言葉を用いた。ラーケン宣言は、欧州レベルの労使が関係する全ての過程をソーシャル・ダイアログと呼ぶのは適切ではないと指摘、コンサーテーション (政労使) とEC条約規定協議、ソーシャル・ダイアログ (労使) を分離するよう求めている (ETUC, UNICE, CEEP 2001) が、この限定的用語法は、なお市民権を得ていない。なお、富永は、コーポラティズム展開の背景を、次のように記している。北部ヨーロッパ社会でコーポラティズムが成功し得たのは、社会民主主義政党と労働運動の確立された伝統があり、また資本と労働の社会的パートナーシップが形成され得る下地が歴史的につくられていたからである。逆にアメリカにコーポラティズムが育たなかったのは、労働運動が弱く、社会民主主義政党が存在しなかったからである。他方、イタリアとフランスでやはりコーポラティズムが育たなかったのは、大きい共産党があつて労働運動がそれに支配されていたために、資本と労働の社会的パートナーシップが形成され得る下地がつくられていなかったからである (富永健一 2001年, 138)。

に評価する“ユーロ・オプティミスト”と否定的にみる“ユーロ・ペシミスト”に大別される。独自のダイナミズムや自立的ダイアログの形成、国境を越えた賃金政策や“ユーロ・コーポラティズム型”経済政策の可能性が指摘される一方で (J. Gollbach and T. Schulten 2000; J. Kirton-Darling and S. Clauwaert 2003; T. Schulten 2002), ユーロ・ペシミストは, EU制度が各国制度の“多様な幾何学”の上に“スーパーストラクチャー (上部構造)”として構築された“形式的コーポラティズム”に過ぎず (B. Keller 1999; B. Keller and M. Bransbach 2000; W. Streeck and Vitols 1995), それがモデルとしてきたドイツの社会的市場経済や北欧ネオ・コーポラティズムの動揺により, その方向性を喪失したものとみなしている (P. Teague 2001).

評価の不確定さは, それが同時代的に経験されつつある事象であり, 構造そのものがある形成途上にあることに由来する。批判者の評価基準も, 異なる。この問題にアプローチするひとつの方法は, EUソーシャル・ダイアログの機能と構造, そして現在と未来を, その起源をなす各国のネオ・コーポラティズムの水準から考察し直すことにある。この作業は, 相互に関連する幾つかのテーマに分類できるだろう。最初の問題は, 理念型または類型に関するものである。各国ネオ・コーポラティズムは, その構造と機能に関して多様であり, 時代と共に変遷を重ねてきた。コーポラティズムの基本パターンが存在するとしたら, それはどこに求められるのだろうか。また, そのバリエーションは, どこにあるのだろうか。収斂とバリエーションを生む社会経済的要因は, 何だろうか。

このテーマには, 異なる方法で答えうる。ひとつは, この小論の対象なのだが, 1970年代のネオ・コーポラティズム論から近年の調整型市場経済論に至る社会科学の制度派の流れに依拠しつつ, それを理論的側面から考察することである。また, 近年, 各国レベルで行われてきた研究を辿ることにより, より実証的な観点から, それらの構造と機能の差異を類型化することが欠かせないかも知れない。

次の課題が, EUソーシャル・ダイアログの構造と機能を, 理念的コーポラティズムとそのバリエーションの座標軸に位置づけることである。ここには, 幾つかの基本的前提がある。まず, それが, 独自のダイナミズムを獲得しつつあること。EU機構は, それがモデルとしたドイツや北欧のものと無関係に展開しえないかも知れないが, 新たな形態を獲得する可能性も備えている。次に, 北部ヨーロッパ型の制度に比して構造的, 機能的に弱いこと。上述のように, 悲観的なオブザーバーの多くは, しばしば (特にメゾレベルでの) アクターの代表性, 労働市場管理機能の弱さ, 賃金管理の欠如, 社会保障政策の除外などから, それがお“準コーポラティズム quasi-corporatism”に留まるものとみなしている。さらに, それがナショナル・システムの上位機構であること。EUソーシャル・ダイアログは, 各国コーポラティズムを包括する“スープラ (超) マクロ”構造として機能している。

問題は, EUシステムの特徴と方向性を特定することにある。EU制度は, 各国システムとどう作用し合うのだろうか。両者の間には, 有意な機能的補完関係が存在するのだろうか。ヨーロッパにおけるコーポラティズム的基準は, どこに求められるのだろうか。ソーシャル・ダイアログは, EUガバナンスの中で, アソシエーション・デモクラシー (団体参加型民

主義)の一翼を担う、新たな統治体制として再生しうるのだろうか。

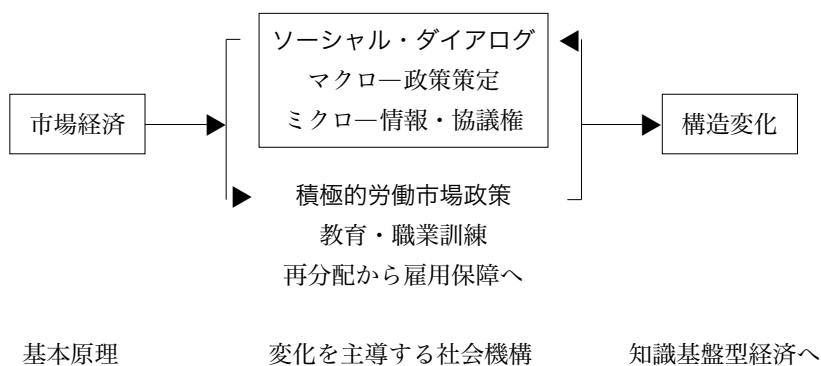
2. コーポラティズムとは何か?

P.シュミッターやG.レーンブルッフの古典的定義によれば、コーポラティズムとは、独占的な代表権を与えられた労使代表組織が、公共政策の形成と施行過程に協調的に参画することを指す(P.シュミッター 1984年; 稲垣 毅 1994年)。この定義は、現在の一般的な理解にほぼ踏襲されている(例えば, P.Hall 1999)。しかし、留意しなければならないのは、多くのコーポラティズム型社会経済システムにおいて、資本と労働による労働市場の協調的管理が、マクロ(経済)、メゾ(産業や地域)、ミクロ(企業や事業所)の各レベルで重層的に組織されている点である。事実、コーポラティズムの概念には、しばしばこの点が含意されてきた(B. Keller 1999)。また、各国システムは、全体構造とその機能同様、それぞれの水準における制度機能を異にする。また、各国および各レベルの制度は、社会経済的環境に応じ、歴史的にもその機能を変化させてきた。

幾つかの例をあげてみよう。EUソーシャル・ダイアログそのものが、現在、ヨーロッパレベルの政労使(または労使)による協調行動(=コンサーテーション concertation)、セクター(産業レベル)ダイアログ、2002年新春に採択、2005年から順次施行される域内共通情報・協議制度などを法的基盤とするマイクロレベル・ダイアログの3層構造として確立しつつある。しかし、あるオブザーバーによれば、マクロレベルのEUソーシャル・ダイアログは、欧州委員会の主張とは異なりヨーロッパの伝統に根ざした制度ではない(W. Schroeder and R. Weinert 2004)。それは、フランスとベルギーの社会に由来するものであり、基本的な問題は弱いダイアログ構造や乏しい結果ではなく、ドイツ語圏の当事者を含む多くの異邦人が、この不慣れた制度を行動の枠組みとすることに戸惑いを感じていることにある。

戦後フォーディズム期、1950年代のスウェーデンに遡り、北欧と西欧諸国に影響を与えた社会経済モデル——立案した経済学者の名からレーン-メイドナー・モデルとも呼ばれる——の事例も良く知られている。この政策体系では、連帯賃金政策(同一労働同一賃金原則)により賃金構造間の格差が抑制されると共に、マルチ-エンプロイヤーレベルの交渉賃金が、経済全体の生産性ゲインと連動した(T. Schulten 2001)。結果として、企業は、賃金ではなく、合理化と生産性の向上によって市場競争力の維持を図ることになる。積極的労働市場政策は、低生産性企業(セクター)から高生産性企業(セクター)へ、最小限のフリクションでマンパワーを移動させるための一種の福祉政策だったが、その管理を担うのも政労使のパートナーシップだった。

しかし、ポスト=フォーディズム期の“モデルの崩壊”以後、賃金政策のロケーションはセクターレベルへ分散化、スウェーデンの制度は、この領域に関する限りドイツのものに準じる形になった。背景には、連帯賃金の逸脱(大量失業環境の到来と共に、“社会コーポラティズム”は“競争型コーポラティズム competitive corporatism”へ変質したともされる)、



中野 聡「欧州社会モデルとソーシャル・ダイアログ—ユーロコーポラティズムの形成か?」日本EU学会年報 第24号 2004年など。

図1. EUソーシャル・ダイアログ

企業と資本の国際的モビリティの拡大，政府のマクロ経済管理能力の後退などがあるとされる。他方で，スウェーデンを初めとする諸経済の“ネオ・コーポラティストの過去が消滅したとはとても言えない” (D. Soskice 1999, 109)³⁾。

暫定的にはあるが，ここではコーポラティズムは，法制や慣行により代表権を与えられた労使ステークホルダーが，協調的ダイアログによって労働市場などを管理・運営するシステムとして理解されている。EUソーシャル・ダイアログの概念は，図1に示されている。産業や組織の構造は，市場諸力を背景に転換する。市場経済を前提とし，(再分配と無関係ではないが) 社会的パートナーシップによって国民所得というパイを大きくすることを志向する点で，コーポラティズムは資本主義の制度である (富永健一 2001年, 140)。他方で，それは，構造転換プロセスにワンクッション置く——ステークホルダーの直接参加を促す——ことにより，それが社会的に受諾可能なものとなるよう促す役割を担う。この点では，市場経済の働きを補完するシステムに過ぎないのだが，市民の生活環境を構成する社会的側面を重視する立場に立つと，それは政策的に中核的役割を担うものとなる。ダイアグラムが循環形式で描かれているのは，協議プロセスが労働市場政策を主導する可能性を付与されていることを示す。

それが内包する問題にもかかわらず，この制度には幾つかのメリットがある。例えば“労働なきコーポラティズム”が，(日本のような?) 成長と蓄積に偏重した公共政策をもたらすのに対し，それは，しばしば経済成長と分配の均衡を社会的観点から模索することに帰結する。現行のEUシステムには妥当しないが，古典的社会コーポラティズム下の分配は，しばしば各産業の生産性にインデックス化された (i.e. 階層間分配に関して中立的な) 賃金決定や緻密な労働市場管理，独立型参加制度の拡大，社会保障制度改革などの形をとって

3) 一部の社会学者は，大陸レベルの“ユーロ・ケインズ主義”が代替マクロ政策の基軸になりうるか思慮している。

た。

EU ソーシャル・ダイアログも、技能と品質、技術、生産性をコアにする生産モデルとソーシャル・パートナーシップの結合にヨーロッパ型社会経済モデルの方向性を求めるプログラムの一環をなす。市場競争による社会制度そのものの侵食の可能性——いわゆる、レジーム・ショッピング——を指摘されつつも、しばしばそれは“雇用して解雇 hire and fire”の規制緩和された（現行の）米国型労働市場モデルと対置されてきたのである。

コーポラティズムという市場プログラムは、ヨーロッパの価値観を形づくる社会カトリシズムと社会民主主義に、その思想的起源をもつものともされる（L. Hooghe and G. Marks 1999, 79; D. Dinan 2000, 426）。前者は主にサブシディアリティー（補完性）原則に、後者は階層性の問題に関連する。ヨーロッパ統合理念としてのサブシディアリティー原則は、市民社会と政治組織において、より低次に位置する社会ユニットの自己統治の優越を求める（W. Streeck and S. Vitols 1995, 255）。そのインプリケーションは、ストリークによれば、国家には自己統治の結果が社会的公正の規範に沿うよう求める権限（または義務）が存し、相対的に弱い社会グループが資源に恵まれたものに対峙する場合、当該グループが自己統治を実現しうよう、法的または制度的に支援 *subsidium* を与えることにある⁴⁾。

他方で、多くの社会民主主義者は、社会階層——生産手段の（非）所有に基本的差異をみいだすネオ・マルクス派に対し、新ウェーバー派は、それを同一の経済的資源を共有する人々の集団として規定する——間格差の抑制と高度な社会的平等の達成に、公正概念のコンテンツをみいだしてきた⁵⁾。戦後先進諸国で、左派グループがその目的達成のための手段とした政策は、ケインズ主義的マクロ経済政策と結合しつつ、生産手段の所有関係と再分配という、ふたつのテーマを軸に旋回してきたといえる。例えば、戦後イギリス労働党のモリソン型公社を軸とする公有化政策は前者に、レーン・メイドナー型の連帯賃金政策は、後者の事例に属するとみなしうるかも知れない。

3. ネオ・コーポラティズム論から“多様な資本主義”論へ

それでは、近年の社会経済システム論において、コーポラティズムの構造と機能の基本要素はどう理解されているのだろうか。いわゆるネオ・コーポラティズム論 *neocorporatist analyses* は、1970年代、ヨーロッパ諸国がインフレと失業に直面する時代に顕著になった（P. Hall 1999）。この潮流の諸研究は、しばしば労働組合とマクロ賃金交渉に注目し、組織変数と経済パフォーマンスの関係を分析した。これらの中でこの小論の目的に関係するのは、コーポラティズムの指標と類型だが、ここでは主に前者が扱われている。

1970-80年代に考案されたコーポラティズム指標は、その基準——利益媒介の構造、政策

4) ストリークは続けて、「徐々にサブシディアリティーは、単に低次の統治レベルで同等か、より良く規制しうるものは、ECによって規制されるべきではないということの意味するようになり、規範的内容を持たない空虚な技術的フォーミュラに矮小化された」と主張している。

5) 1980年代のネオ・リベラリズムのヘゲモニー確立と共に批判の対象となるのは、平等を公正と等値する規範的な考え方そのものだった。（生活）機会均等などに、代替概念をみいだしうるのだろうか。

形成の協調度、およびその複合形式——により3つに類型化しうるとされる(下平 1994年)。利益媒介の構造に関しては、労使団体間の構造的対称性を仮定するもの(P. Schmitter 1981; D.R. キャメロン 1984年)としないもの(L. Calmfors and D.J. Driffill 1988)に分類できるが、前者の場合は労働組合の構造化に関する指標(集権性=ナショナルセンターの団体交渉への参加など、独占性=単一ナショナルセンターの存在、組織力=統合度、交渉力、組織率)を、後者の場合には、労使団体の構造化に関する指標(労使組織の集権度=単一センターか複数センターか、団体交渉の水準=全国交渉か、産業別交渉か、企業別交渉か)がインデックス化されることになる。

次のパターンが、政策形成の協調と参加をコーポラティズムの基本コンポーネントとみなすものである。ここでは、ソーシャル・パートナーシップの考えの共有および政労使の政策的協力関係(ストライキがなく、強権的所得政策が行われず、労働運動が統一されていること)、労使組織の政策形成過程への参加、経済への影響を勘案した賃金決定の存在などが基準とされる(G. Lehbruch 1984; P. Schumidt 1983; D. Soskice 1990)⁶⁾。複合型の指標では、代表構造と協調性というコーポラティズムの基本要素が統合的に扱われている。本論のコンテキストで有益なのは、クラウチのもので、労働運動の集権性、職場レベルでの自律性、使用者団体の協力関係、従業員代表組織の有無が基準となる(C. Crouch 1985)。

なお、その後のコーポラティズム研究の一部は、メゾ・コーポラティズムとも呼ばれるセクトラル交渉の分析へと向かった(R. Hollingsworth, P. Schmitter and W. Streeck 1994; R. Hollingsworth and R. Boyer 1997)。

ここで問題としているのは、計量分析のための指標の作成ではなく、コーポラティズムの特質を特定することである。上述の定義に鑑みると、代表性基準はコーポラティズムの構造的側面に、労使の政策形成への参画は、その機能的側面に着目したものとみなすことができる。構造と機能の水準は、しばしば正の相関関係にあるが、そうでない事例も存在する。また、コーポラティズム型経済には、しばしばその構造を補完する法制度や慣行が存在する。

クラウチらは、一定規模以上の企業や事業所に設置される(法定)従業員代表組織——経営評議会や労使協議会と訳されるが、ここでは英語名をとってワークスカウンシルと記す——の有無をコーポラティズムの基準に据えたが、こうした機関は、通常、産業別に組織される労働組合とは別個に、使用者と協動的に(分配問題以外の)労使間コミュニケーション、経営情報の開示と協議、内部労働市場の公的管理(安全・衛生、賃金、労働時間、職業訓練など)を扱う。2000年当時の旧EU15カ国では、アイルランド、イギリス、イタリア、

6) こうした“コーポラティズム的調整方法”に対し、M.シュミットは、政府と使用者が結託して労働組合に対抗する場合を“権威主義的調整”，国家が労使関係に介入しない場合を“競争的調整”と呼んだ。また、G.レーンブルッフは、政府と経済界の協力関係にもとづいて政策が決定されるフランスと日本を、“労働なきコーポラティズム”とする(下平 1994年；380)。レーンブルッフの執筆時から、確かに両国の政治環境は大きく変わったのだが…。

7) イタリアには、労組とワークスカウンシルの中間形態のRSUがある。ただし、南欧の制度では、マネジメントの“交渉上のパートナー”よりも、地域組合としての色彩が強い。スウェーデンでは、労組の権限拡大により廃止され、フィンランドでは職場に労組とショップスチュワード(職場委員)が存在しない場合は、従業員の直接選挙によりワークスカウンシルが選出される(中野 聡 2002年)。

スウェーデン、フィンランド以外に同制度が存在した⁷⁾。また、オーストリア、ドイツ、ルクセンブルクと北欧諸国には、シェアホルダー（株主）資本主義の代替制度ともされる、企業の取締役会や監査役会への従業員（ステークホルダーの一部）代表制度が併設されている⁸⁾。

こうした制度とその性質は、代表構造の指標と関係する。例えば、オランダでは、ワークスカウンシルの導入が労働組合組織率の低下をもたらしたとされる。組織力の低下は、必ずしも労使政策協調を侵食するものではなく、“世界初のパートタイム経済”の枠組み形成を初めとするコンサーテーション復活の事例も多いのだが（A. Hemerijck and J. Visser 2001）。スウェーデンでは、高い組織率の労働組合によってワークスカウンシル制度は代替された。しかし、北欧の高組織率は、しばしば（政府が維持する）組管掌失業保険制度の存在などの副次的な条件に依存するとも指摘される（F. Traxler 2003）。これらの事実は、機能的側面は言うまでもなく、コーポラティズムの構造的側面も、それを支持する政策的意図と密接に関係していることを示す。

労使協約の拡張適用規定も、マクロレベルの構造補完制度として多くのEU諸国で採用されている。そのコンテンツは異なり、例えば、フランスの労働組合組織率は日本以上に低く、対抗的労使関係に協調的要素を持ち込もうとする長年の政策的努力は必ずしも成功していないようにも思われる。それにもかかわらず、多くの労働・社会規定が労使の二者協定をベースに法制化されてきた（R. Tchobanian 1995; S. Berger and H. Compston 2002）。ドイツでは、産業セクターレベルで雇用者の50%以上を対象とし、かつ公的利益に沿った協約のみが拡張適用対象となる。拡張制度が存在しない社会——イギリス、イタリア、スウェーデンなど——では、組合組織率と団体交渉のカバリッジの間に単調な相関関係がみられる（F. Traxler 2003）。製品競争が国境を越えて広がる場合、個別使用者にとっては使用者組織と団体交渉から離脱するインセンティブが強まる。この意味では、低下傾向にある組合交渉力とコーポラティズムの機能が、法的基盤に支えられていることになる。

ネオ・コーポラティズムに由来するこれらの構造補完制度は、多くの場合、ヨーロッパ共通制度として受け継がれてきた。企業における従業員の情報・協議権は、1989年のEC社会憲章や2000年のEU基本権憲章をめぐる分裂含みの論争の末、ヨーロッパにおける人間の基本的価値の構成要素となった⁹⁾。EU法制においては、内部労働市場に関係する規定の多くが加盟国の法制と慣行に委ねられており、直接規制に関係するものは国内情報・協議規定や域内多国籍企業を対象とする欧州ワークスカウンシル指令、欧州会社法などに限られている。他方で、労使協約の法制化規定は、“ユーロ・コーポラティズム”による賃金政策と経済管理がほとんど話題にすらならなかった1990年代初めに、マーストリヒト条約付属の社会政策に関する合意によって導入されている。

1970年代以降、先進資本主義諸国の経済成長の終焉は、社会経済システムの収斂論に代

8) アイルランド、ギリシア、スペイン、フランス、ルクセンブルクでは、公共セクターの企業に各ステークホルダーの参加が求められる。

9) EU基本権憲章は、近い将来、EU憲法第2部として法的拘束力をもつことになる。

わり、その差異を強調するさまざまな言説を社会科学領域に生みだしてきた。定義の確定していない“新制度派 neoinstitutionalism”という言葉に代わり、ここでは、P. ホールに倣ってポスト=フォード主義時代の社会経済システムの多様性を強調する一連のアプローチを、“多様な資本主義”論と呼称している (P. Hall 1999, 143)¹⁰⁾。

D. ソスキスの調整型市場経済論は、ネオ・コーポラティズム論から派生したもののだが、経済システム間のバリエーションを次のように捉えている (D. Soskice 1999)。

- ① 先進経済は、大きく調整型市場経済 CMEs business-coordinated market economies と非調整型市場経済 LMEs liberal or un-coordinated market economies に分類しうる。
- ② 前者 (北部ヨーロッパ経済=ドイツ, オーストリア, オランダ, スカンジナビア諸国, スイスなど) では、ビジネス調整が産業セクターで行われるのに対し、後者 (アングロサクソン諸経済=アメリカ, イギリス, カナダ, オーストラリアなどとアイルランド) では、企業間の非市場調整がなく、労働は排除され、市場の規制緩和により短期的かつ競争的關係が促進されてきた。
- ③ 調整型市場経済では、企業間、企業と従業員間、企業と所有者間に長期的な協調關係が築かれる。この制度には、金融システム、企業内従業員代表制を軸とする協調的労使關係、セクターレベルでの調整型賃金交渉、ビジネスによる組織的職業訓練の提供、企業間産業技術協力存在などの特徴が存在する¹¹⁾。こうした枠組みは各コンポーネント間で強い相互補完性をもつ。
- ④ 経済の制度的枠組みは、企業の市場・技術革新戦略の差をもたらす。調整型経済は、既存産業における技術革新には優れるが、リベラル (自由競争) 経済に比して新しい産業が展開しにくい傾向を示す。他方で、マクロ経済パフォーマンスに関しては、両経済システム間の金融政策の方向性の違いなどから、比較が困難である。米国の規制緩和された競争的労働市場と賃金格差の拡大が雇用成長を促進するという主張に関しては、実証研究の見解は一致していない。

ソスキスは、調整型市場経済が、米英型自由市場経済とは異なる経済合理性をもつものとなししている。特に、北部ヨーロッパのビジネスには、長期的かつ協力的な枠組みの促進によってその地位を確保してきた歴史があり、調整型とリベラル型の枠組み双方が国際競争力を維持しうる限り、前者が選好される。調整型システムのコンポーネントであるコーポラティズムも、制度的枠組みの中に位置する政労使の集合的アクターによって支えられている。

賃金調整とその経済、金融政策との連動は、ネオ・コーポラティズム経済の安定成長を支える基本要素だった。しかし、政府と労働という移動性のない (乏しい) アクターに対し、各経済の国際市場への統合は、一部の企業と資本の所有者の行動のフレキシビリティを拡大してきた。もし主要アクター (使用者団体) が、市場環境の変化を背景に全国的賃金決定からの離脱を望む場合、社会民主主義政府と労働組合も、非調整市場経済への移行を排除する限り、分散化した調整型市場経済を受け入れる以外に方法はない。これが、スウェーデン

10) ここには、レギュレーション学派の生産組織論、ピオリとセーブルの柔軟な専門化論、W. ストリークの多品種高品質生産論、G. エスピン＝アンデルセンの福祉資本主義論、M. アルベールのライン型資本主義論などが含まれる。

11) 日本や韓国は、企業グループ間で非市場調整が行われるグループ調整経済に類型化されている。この経済システムでは、同様の調整がセクターではなく垂直・水平の系列企業グループ内で行われるとされる。

やデンマークのゲームだった。他方で、ドイツのゲームでは、産業調整型システムの維持を望む経済界が、労働市場の規制緩和政策を求めるキリスト教民主党政府に対して、主要制度からの撤退によって威嚇した。北部ヨーロッパのコーポラティズムは、スカンジナビアの集権的平等化モデルから、(セクター調整にもかかわらず企業に選択の余地のある)フレキシブル調整モデルへと大きくシフトしたことになる。

それでは、調整型市場経済論では、コーポラティズムのエッセンスはどこに求められるのだろうか。ひとつは、明かにその社会的側面、すなわち、それが諸社会グループの参加と利害調整を通して、経済統治と構造転換に社会性を付与しうる点にある。多くのEU関係者の間には、1980年代に掲げられた“ソーシャル・ヨーロッパ”への志向は、生きている¹²⁾。もうひとつは、代替的かつ長期的な経済政策のツールとしての有用性である。他方で、諸々の事例——ネオ・リベラル経済のパフォーマンスとの統計比較やEU共通フィスカル・労働市場政策の弱さ——は、“ソーシャル・ヨーロッパ”がなお、可能性の領域に留まることを示すように思える。

4. 終わりに——コーポラティズムの構造、機能と重層的バリエーション

各国のコーポラティズムは、類似性と共に、“重層的バリエーション”とでも形容しうる、レイヤー構造の特質とその機能の差を示す。ミクロレベルでは、労使コーポレーションが基幹的役割を果たすが、それらの集権性や組織力、協調性は一様ではない。また、大半のヨーロッパ大陸諸国——EU情報・協議制度の施行により、イギリスとアイルランド企業にも普遍的情報開示義務が適用される——に、通常労働組合とは独立した形の情報・協議制度が存在し、マネジメントと共に内部労働市場管理の一翼を担う。しかし、ワークスカウンシルの権限の深さには、一般的な情報・協議権 (e.g. 市場戦略、生産組織再編、新規投資、職場とパーソネル関連) からドイツの共同決定制 (e.g. 給与、労働時間、モニタリング、スタッフの異動など) に代表される強い権限まで、バリエーションがみられる (J. Rogers and W. Streeck 1994, 100)。マネジメント (取締役会) に対する監査制度も、各コーポラティズム社会間で異なる。

労使交渉による賃金決定は、現在、メゾレベルに収斂しつつあるが、戦後システムの歴史の中ではマクロまたはメゾレベルに分散していた。それが、政府のフィスカルポリシーや中央銀行の金融政策と連動して拡張ケインズ主義を構成した程度も、市場戦略全体の方向性も多様だった。また、賃金水準は、フォーディズム下の社会コーポラティズムでは生産性にインデックス化されたが、近年では、産業の国際競争力を勘案した競争型コーポラティズムに傾斜したとも指摘される。

マネタリズム-ケインジアン・ディバイドが終焉した1980年代半ば以降のマクロ経済政

12) 近年では“欧州社会モデル”の言葉が多く用いられてきたが、EU インスティテュート・イン・ジャパン第1回国際会議 (2005年1月10日) でのG. シェール教授のスピーチを初めとして、この表現を選択するスペシャリストも多い。

策に関する“ネガティブ・コンセンサス”の中で、このメカニズムが果たしうる役割は論議の対象となる (P. Teague and J. Donaghey 2003)。確かに、1999年にドイツ議長国下で始められたマクロ経済ダイアログ——他の構造・雇用政策と同様、それが採択された都市の名をとって“ケルン・プロセス”と呼ばれる——は、EU政治組織が、ヨーロッパ大陸レベルの緩やかなコーポラティズム的機構をベースとする雇用協定を視野に収めていることを示すのだが。

資本と労働の代表が、各国省庁や公的機関、コーポラティズム機関へ関与する形態も、その広がりや深度も異なるが、労使の参画構造が維持され、それが雇用・社会政策の一部を担うプロセスは、西欧社会の政治的規範をなす。マストリヒト条約付属の社会政策に関する合意は、欧州労使協約がそのまま制度化されることを必ずしも保証していないにせよ、ネオ・コーポラティズムのメカニズムを社会政策立法過程へ直接取り込むものに他ならなかった。D. ソスキスが描くコーポラティズム像は、こうした理念型とバリエーションが、市場資本主義経済のサブストラクチャーと結びついたひとつの生産体制である。コーポラティズムは、それにもかかわらず、世界の状況を生み出すためのひとつのツールでもある。理念型とバリエーションの理解を精緻化する試みも、EUモデルと比較する試みも、そこから生みだされるものの可能性を探る試みと共に行われる必要があるだろう。

【参考文献】

- S. Berger and H. Compston 2002, *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe*. Berghon Books: New York.
- L. Calmfors and D.J. Driffill 1988, 'Centralization of wage bargaining', *Economic Policy*, No.6.
- C. Crouch 1985, 'Conditions for trade union wage restraint', in N. Lindberg and C.S. Maier ed., *The Politics of Inflation and Economic Stagnation: Theoretical Approaches and International Case Studies*, Washington D.C.: Brookings Institution.
- D. Dinan 2000, *Encyclopedia of the European Union*. Colorado: Lynne Rienner Publishers.
- J. Gollbach and T. Schulten 2000, 'Cross-border collective bargaining networks in Europe', *European Journal of Industrial Relations*, Vol.6, No.2.
- ETUC, UNICE, CEEP. 2001. 'Joint contribution by the social partners to the Laeken European Council'.
- P. Hall 1999, 'The political economy of Europe in an era of interdependence', in H. Kitschelt ed., *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- A. Hemerijck and J. Visser 2001, Dutch lessons in social pragmatism, in S. White ed., *New Labour: The Progressive Future?* Hampshire: Palgrave.
- R. Hollingsworth, P. Schmitter and W. Streeck 1994, *Governing Capitalist Economies: Performance and Control of Economic Sectors*, Oxford: Oxford University Press.
- R. Hollingsworth and R. Boyer 1997, *Contemporary Capitalism: The Embeddedness of Institutions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- L. Hooghe and G. Marks 1999, 'The making of a polity: The struggle over European integration', in H. Kitschelt ed., *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- B. Keller 1999, 'Towards the European re-birth of national corporatism? Some critical remarks

- on an empirical base’, *Comparative Labour Law and Policy Journal*, vol.20.
- B. Keller and M. Bransbach 2000, ‘Social dialogues: An interim report on recent results and prospects’, *Industrial Relations Journal*, Vol.31, No.4.
- J. Kirton-Darling and S. Clauwaert 2003, ‘European social dialogue: An instrument in the Europeanisation of industrial relations’, *Transfer*, Vol.9, No.2.
- G. Lehmbruch 1984, ‘Concertation and the structure of corporatist networks’, in J.H. Goldthorpe ed., *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford: Oxford University Press.
- M. Regini 2000, ‘Between deregulation and social pacts: The responses of European economies to Globalization’, *Politics and Society*, Vol.28, No.1.
- J. Rogers and W. Streeck 1994, ‘Workplace representation overseas: The works councils story’, in R.B. Freeman ed., *Working under Different Rules*, New York: Russel Sage Foundation.
- P. Schmidt 1983, ‘The welfare state and the economy in periods of economic crisis’, *European Journal of Political Research*, Vol.11.
- P. Schmitter 1981, ‘Interest intermediation and regime governability in contemporary western Europe and North America’, in S.D. Berger ed., *Organizing Interests in Western Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- T. Schulten 2002, ‘A European solidaristic wage policy?’, *European Journal of Industrial Relations*, Vol.8, No.2.
- W. Shroeder and R. Weinert 2004, ‘Designing institutions in European industrial relations: A strong Commission versus weak trade unions?’, *European Journal of Industrial Relations*, Vol.10, No.2.
- D. Soskice 1990, ‘Wage determination: The changing role of institutions in advanced industrial countries’, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.6, No.4.
- D. Soskice 1999, ‘Divergent production regimes: Coordinated and uncoordinated market economies in the 1980s and 1990s’, in H. Kitschelt ed., *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- W. Streeck and S. Vitols 1995, ‘The European Community: Between mandatory consultation and voluntary information’, in J. Rogers and W. Streeck ed., *Works Councils: Consultation, Representation and Cooperation in Industrial Relations*. Chicago: University of Chicago Press.
- R. Tchobanian 1995, ‘France: From conflict to social dialogue?’, in J. Rogers and W. Streeck ed., *Works Councils: Consultation, Representation and Cooperation in Industrial Relations*. Chicago: University of Chicago Press.
- P. Teague and J. Donaghey 2003, ‘European economic governance and the corporatist *quid pro quo*’, *Industrial Relations Review*, Vol.34, No.2.
- 稲上 毅 他編『ネオ・コーポラティズムの国際比較—新しい政治経済モデルの探求』日本労働研究機構 1994年
- D.R. キャメロン「社会民主主義, コーポラティズム, 穏健な労働運動」(J.H.ゴールドソープ, 1987年収録)
- J.H. ゴールドソープ『収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』有信堂 1987年
- 下平 好博「コーポラティズムと経済パフォーマンス」稲上 毅 他編『ネオ・コーポラティズムの国際比較』日本労働研究機構 1994年
- P. シュミッター『現代コーポラティズム』木鐸社 1984年
- 富永 健一『社会変動の中の福祉国家』中公新書 2001年
- 中野 聡『EU社会政策と市場経済—域内企業における情報・協議制度の形成』創土社 2002年
- 中野 聡「欧州社会モデルとソーシャル・ダイアログ—ユーロ・コーポラティズムの形成か?」『日本EU学会年報』第24号 2004年